

「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」の再確認

1. 2つの基準

平成13年度の『日本の重要湿地500』では、「全生物分類群に共通の選定基準」と、「生物分類群毎の選定手順と留意事項」の2つの基準がある。生物分類群毎の選定手順等は、共通の選定基準を補うものである。（出典：第1回検討会「資料1-3」）

2. 共通の選定基準

基準の正確性を高めるため、以下の2点について改訂する。

- (1) 基準1：砂浜とその周辺域が「湿地」であることを明確にするため（追加提案）
- (2) 基準3：第2回検討会での議論を踏まえ、現場での分かりやすさを考慮するため（出典：第2回検討会「議事概要」）

選定基準	内容
基準1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ林、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準2	希少種、固有種等が生育・生息している場合
基準3	多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)
基準4	特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生息する場合
基準5	生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

(出典：<http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/>)

3. 生物分類群毎の選定手順と留意事項

「生物分類群毎の選定手順等」は、普及啓発の観点から公開する方針とする。

(出典：第2回検討会「議事概要」)

以上